

浄化槽設置費補助の申請から交付までの流れ

【事前確認事項】

申請前に「設置場所および設置する浄化槽が補助対象であるか」の確認をお願いします。
ご不明な点がございましたら、下水道課経理係までお問合せください。

【申請書提出から請求まで】申請者または施工業者による手続きは、下線部の項目(二重枠部分)になります。

① 交付申請 下水道課へ申請書類を提出してください。〔申請者(業者)→市〕

申請書類の様式は、市のホームページよりダウンロードできます。

申請書類の内容については、様式中のチェック表を参考にしてください。

※申請書類の提出は、工事開始前に下水道課へ申請してください。



② 着工前の現地確認 市の職員が現場を確認します。〔市〕



③ 交付決定 審査後、「補助金交付決定通知書」が申請者に届きます。〔市→申請者〕



④ 請書提出 ①交付申請時に提出している場合、必要ありません。〔申請者(業者)→市〕



⑤ 工事着手 工程ごと、施工写真を撮影してください。〔施工業者〕



⑥ 工事完了報告 下水道課へ工事の完了報告書を提出してください。〔申請者(業者)→市〕
※工事完了後、1か月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。



⑦ 完了検査 市の職員が浄化槽設置状況を検査します。〔市〕



⑧ 補助金確定 「補助金確定通知書」が申請者に届きます。〔市→申請者〕



⑨ 補助金請求 指定の請求書を使用して下さい。〔申請者(業者)→市〕
⑦工事完了報告時に提出している場合、必要ありません。



⑩ 補助金交付 交付確定後、約1か月以内に指定された口座へ振り込まれます。〔市→申請者〕
※年末年始や連休等により、振込が遅れることがありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

下水道課 経理係

電話：0557-32-1821

FAX：0557-37-0700